

(出村議員から一身上の都合により欠席の旨の報告あり)

- **議長 堀 広一** ただ今の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

10日に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)

議事日程第3号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ **日程1番 会議録署名議員の指名**

- **議長 堀 広一** 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

平 田 文 義 議員

宮 下 裕美子 議員

の両議員を指名いたします。

◎ **日程2番 一般質問**

- **議長 堀 広一** 日程2番 これより一般質問を行います。なお、本日午後2時46分から東日本大震災により犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表しご冥福をお祈りして、黙とうを捧げたいと思いますので、ご承知おきを願います。

- **議長 堀 広一** 順番4 宮下裕美子議員、発言願います。

- **議員 宮下 裕美子** 通告書に従い一般質問を行います。最初は、適正な公共調達についてです。私は、昨年9月の決算特別委員会そして12月の第4回定例会一般質問で、ごみ処理に係る30年間に及ぶ一者特命随意契約とその関連としての4tトラックについて質問を重ねてきました。事実が明らかになった部分もあれば、曖昧な点、誤認されている点などがあり、まだ、全容は見えません。その点について、(1)の質問として確認して行きます。ですが、まず、なぜ、私がこの過去の事実こだわるのか、その点について、説明して行きます。出発点は、公共調達です。公共調達とは、町が行う工事や委託事業のことで、その財源は税金です。一人ひとりの町民や国民から集めた血税が使われています。だからこそ、その使い道が公平で公正なのか。あるいは、血税が有効に使われているのかがとても重要になります。そのことの認識は、予算を立て執行する町側に必要であると共に、それを審議し承認している私たち議会議員にも必要なことです。昨年9月、決算特別委員会でのごみ処理関係に関する些細な質問がきっかけとなり、実態を調べれば調べるほど疑問や問題点が浮上してきたことは、ここにご参集の皆さんはご承知のとおりであると思います。ここに至るまで私は個人的に調査を進

めてきました。その結果、今回の問題は、単なる職員個人の間違いや勘違いに近因する問題ではなく、役場組織の仕組みや体質に根ざした奥深いものだと感じるようになりました。もし、この問題が単独の案件ならその問題点を取り除けば解決できたと言えるでしょう。例えば、これまで話題の中心であった一般廃棄物収集処理及び衛生センター維持管理業務については、平成27年度からは入札に移行し、30年間の一者特命随意契約も不自然な購入方法をした4tトラックも既に過去のものとなっています。今は問題そのものが存在しないのだから追及する必要もないし、過去をほじくり出しても何もならないという考え方が成り立ちますし、現にそう考えている方もいると思います。しかし、町の仕組みや体質が問題の本質なら、何も解決できていないと言えます。この問題が役場組織の仕組みや体質に関係するなら、その要因をつかむことは重要です。この際、思い違いや見過ごしを徹底的に検証し、本来の行政があるべき姿に戻す良い機会にしなければなりません。このように、今この時期に事実と向き合うことは、公共調達に係わる全ての改善につながることを考えます。ということで、ここから具体的な質問に入っていきます。通告書には、7つの点で詳しく書いていきましたので、それを参考にしていただきながら、私が聞きたい特に強調したい要旨についても、説明させていただきます。これから質問していくわけですが、これを一つずつきちんと聞くことで、この問題が職員個人の間違いや勘違いに近因したものなのか、あるいは、役場組織の仕組みや体質に根ざしたものなのか、はっきり分かると思います。それでは、具体的な質問、1点目です。随意契約と一者特命随意契約の違いについて、この二つは、共に随意契約という文言が入っているので混同されがちですが、法令上は明確に区分されています。前回の答弁で町長が一部勘違いされているように感じたので、どう認識されているのか、説明していただきたいと思います。その際、法令をただ読み上げるようなことはせずに、一般町民にも分かるように説明していただけたらと思います。2点目です。町所有車両と業者所有車両の、経費負担と事故時の責任所在について、町所有車両とは2tトラックとパッカー車、業者所有車両とは4tトラックのことです。前回答弁で町長は「町所有車両と業者所有車両の明確な違いは、事故等が起きたときに保険料は町が支払うにしても、その責任所在は業者が持つ。」と言われました。実際、町所有の2tトラックもパッカー車も業者所有の4tトラックも任意保険は全て町が保険料を委託料に含めて支払い、業者名義で入っています。事故が起きたときについて言えば、町所有車と業者所有車の明確な差はないのではないのでしょうか。その点の説明をお願いします。3点目です。4tトラック購入方法について、前回答弁で、財政支出平準化を目的にこういう買い方をしたという説明がありました。

財政状況が悪いときに財政支出の平準化を行うことは十分考えられますが、その方法として単年度委託契約の相手に新車を買わせ、その経費を5年分割にして補填する買い方は正当なのかどうか。それが可能と考えたのは、一者特命随意契約が前提であり、5年間契約先を変えないことの担保ではなかったのか。そのように疑問が湧いています。もしも入札なら毎年のように契約相手先が変わることも有り得ます。委託業者が変わるリスクを考えれば、このような方法は回避するのが一般的です。そうでなければ長期契約することになるでしょう。それなのにこのような買い方をしたとなれば、一者特命随意契約によって単年度契約にも拘わらず長期間同じ業者と契約する申し合わせがあったのではないかと勘繰ることもできます。この前は、事実だけはそうではないということでしたので、納得できる説明をお願いします。4点目です。燃料費の見積方法、および、精算行為を行わなかったことの正当性について、12月の一般質問で私は、情報公開で取り寄せた委託業務発注決議書積算内訳の資料を使い、燃料費の積算方法について質問しました。その時、住民課長は「燃料費について、平成23年度からは、業者からの参考見積りに前年度実績も勘案して算定している。」とだけ答弁しました。私が皆さんに配布した資料には、燃料代3台分、あるいは、燃料代フォークリフト分と記載されていましたが、そのことには何も触れていませんでした。一方、9月の決算委員会で、燃料費に関する笹木議員からの質問に対して、同じように住民課長は次のような内容の答弁をしています。「平成26年度の燃料費の設計は、2tトラック、4tトラック、パッカー車の収集車3台分の他にバックホー、タイヤショベル、フォークリフト、トラッシュローダーと他の燃料費も入っている。燃料費は軽油の設計で金額は287万2,800円。」それから、精算についても答弁しています。「平成26年度の実績が業者から提出されており、先ほど言った7台分を支払っております。金額については、350万円程度ということで、設計が287万円ですが、業者が積算しなくていいということで、精算しないまま終了している。」つまり、平成26年度は、7台分の燃料費として実際は350万円掛かったけれど、町の予算では287万2,800円しか見ていなかったから、不足分60万円は業者が損をして支払っていると説明しました。ここから先は細かい話ですが、注意して聞いていただきたいのですが、この二つの答弁を比較すると矛盾が生じてきます。情報公開で取り寄せた積算内訳では、平成25年度までの燃料費の項目は、3台分（軽油）あるいはフォークリフト分（ガソリン）と明記されていました。確かに平成26年度では、その記述がなくなりましたが、それまでの3台分から7台分に設計変更したというのであれば、予算そのものが16万円程度しか増えていなかったのです。理屈に合わないと思います。1

2月の一般質問で私が燃料費について質問したときに、そういう大きな変更があったということも全く伝えられませんでした。それから、資料の中身について訂正するとすれば、フォークリフトは軽油にも拘わらず積算内訳にもフォークリフト分（ガソリン）とずっと記載されていました。そのことの訂正もありませんでした。それから、精算していないという点でも疑問があります。設計287万円に対して実際に掛かったのが350万円、その差額60万円ほどあるわけですが、業者が精算しなくていいと言って被ったという点です。必要経費として支払われるべき60万円を業者が損をしてもいいというのは、どうしても解せませんので、その点、納得できる説明をお願いします。5点目です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を随意契約の根拠としましたけれども、平成27年度には入札に移行したということで、このことの整合性について、お伺いします。一者特命随意契約を30年間行ってきたことを問うた前回の一般質問の答弁で、町長は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を随意契約の根拠の一つにしました。その時に「この法律が経済性よりも業務の正確さを有していると解される。」と説明し、事例も上げました。この時の論理展開は「競争入札にすると業務の正確さが損なわれる。だから、随意契約でなければならない。」というものだったと、私は理解しました。この論理展開で随意契約を肯定すると、平成27年度からの入札に移行したときとの整合性が取れなくなってしまうと考えますので、その部分の整合性について説明をお願いします。6点目です。行政手続きとしての書類の整備、12月の一般質問で「一者特命随意契約の要件を満たすためには、この事業を請け負える業者が富士工業一者しかないことを証明する必要がある。」と言ったことに対して、町長は「南空知の業者に確認をした。ただし、その時の書類はない。」と答弁しました。行政手続きを行う上で、書類が整備できていないことに問題はないのか。はなはだ疑問です。私たちが行政に手続きを行うときは、書類の不備があれば物事は進みません。例えば、税金の申告でさえも領収書がなければ経費として扱ってもらえないなど、身の回りでそういう事例はたくさんあると思います。行政手続きとして書類が整備できていないことは、瑕疵に当たると考えますが、町長の認識をお願いいたします。7点目です。決裁印の意味と責任について、公文書には必ず決裁印が押してあります。前回の一般質問で「特命理由の中に4tトラックの償却期間5年間があるから。」という記載があったわけですが、それに対して町長は「係の他に係長、課長補佐、課長、そして副町長、わたしと全部のハンコが押してあるわけでありまして、このことの確認をしっかりとしなかったという点についてはお詫びをしなければなりません。」と答弁していました。お詫びをするとかではなく、ただ、お詫びをしなければなりませんということで、事

実を確認しただけだったのです。文書の中身を確認したのか。しなかったのかは、個人に近因することになってしまいますが、決裁印を押したとなれば、それに伴う責任が発生するというのは、一般常識ではないでしょうか。そのために管理職手当があり特別職がいるのではないかと考えます。組織としての業務を行っている以上、その中で何か問題が起きた場合は、職責に応じた責任が発生すると考えていますが、いかがでしょうか。以上、7点について、質問いたします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 ただ今の質問の中で、9月の決算委員会、12月の定例会で、課長答弁等に関する質問があり、今回の質問で確認していませんでしたので、私が用意してないところについて対応するため課長補佐もしくは担当を議場に入れたいので、許可いただきたいのですが、よろしいでしょうか。そして、その部分については、私ではなく、課長より答弁させます。

○ 議長 堀 広一 質問もかなり細かい部分に渡っていますので、許可します。入場を認めます。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 議長に担当職員を議場に入れていただいた判断については、感謝申し上げたいと思います。一つひとつ誠実に答えて行きたいと思っています。最初に随意契約と一者特命随意契約の違いについてであります。町長はそこを誤認しているのではないかとということでした。12月にお答えしましたが、もう一度、私から発言させていただきます。随意契約を行うことができる場合として、契約業務の性質又は目的が競争入札に適さないものについて契約するとき、地方自治法第234条第1項地方自治法施行令第167条の2第1項第2条は、随意を行うことができるとされており。また、月形町財務規則第140条の2第1項では、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされていますが、ただし書の規定で、1人の者から見積書を徴するものとしている事項に、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときが規定されています。今回の塵芥収集処理及び衛生センター維持管理業務は、収集業務や衛生センターの適切な管理を実施するため、業務の確実な履行を重視し道路網や収集日、収集時間、分別区分を熟知しており、収集所の清潔さへの配慮等についても十分な能力を有しており、業務の実行性という点から月形町財務規則第140条の2第1項第1号の契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときに該当するとして、随意契約の中の一者特命随意契約としてきました。あくまでも、ご質問の随意契約と一者特命随意契約の違いですが、法律に基づいた随意契約において一者特命随意契約は、町の財務規則に諮り一者を特

命として契約する契約方法となります。2点目、町所有車両と業者所有車両の、経費負担と事故時の責任所在ですが、これについても昨年の第4回議会定例会の一般質問でもお答えしましたが、経費負担については町所有車両及び業者所有車両共に業務の中で収集運搬に掛かる費用は原則的に委託料の積算に含めております。ただし、業者所有車両の修繕料については、業者の責任で修繕を行うこととなります。事故時の責任所在については、町所有車両は町がその賠償責任を負うものですが、業者所有車両は業者所有車両となるために業者が賠償責任を負うこととなっています。町所有車両の貸与車についても、任意保険料を委託料の積算に含め業者が任意保険を掛けることになっていますが、この場合の事故時の責任については、第一義的には事故を起こした業者に責任がありますが、町所有車両を貸与しているものですから、所有者責任は月形町が負うものであります。町所有車両と業者所有車両には、経費負担について明確な違いはありませんが、前回は答弁したとおり、事故時の責任は、業者が賠償責任を負う点が相違点であります。3点目、4tトラック購入方法ですが、4tトラックについては、業者が配置する車両として契約書に規定し、その償却費相当額を委託経費に算入しているものです。これは、受託事業者が委託業務を遂行するための車両を確保するため事業者には過度の支出を強いることを緩和するためであり、あくまで業者の車両を使用するための償却費相当額の支払いということで、経費の補填という認識はございません。契約仕様書の中で、収集車両は新規購入後5年間で償却するとの条項がありますが、単年度の委託契約において複数年の支払いを約束したのではなく、あくまで単年度ごとに車両を買い上げていく状況のため、その償却費相当額を委託料の算定に含めているということです。今まで複数年においてこの業務に関し随意契約を行い、結果として業者が変更になっていませんが、仮に業者が変更となった場合、単年度契約であるため業者には新たな車両の配置をお願いし、その収集車両の償却費相当額を経費に算入することになっていたかと思っております。前回の答弁の繰り返しになりますが、当時の財政状況を勘案し、いわゆる経費の平準化を求めたものであり、車両購入経費の補填ではないということをご理解いただきたいと思います。4点目、燃料費の見積方法、および、精算行為を行わなかったことの正当性ということですが、燃料費の積算方法については、前回答弁したとおり、業者からの参考見積りを積算基準としていましたが、当該年度の積算をする際には、所要見込みの月額金額を算定し、これを基に1年間の積算をしております。予算積算時には、財政当局から指示のある燃料単価に年間見積数量を乗じて金額を計算し、その金額を月額金額に置き換えて積算していますが、町の積算書には車両台数7台分のところを3台分と誤った記載を長年してきており、

この記載誤りについては、事務処理のミスであったと反省するところであり
ます。また、燃料費の精算行為を行わなかったことの正当性についてですが、
精算を行わなかったことについては、書類整備がなされておらず、行政の事
務処理としてはご指摘のとおり不備であり、正当性があると認識しておりま
せん。また、それ以上に町長という立場で考えたとき、事務手続きの不備な
どについて、指示・指導が行き届かなかったことを、町長として極めて責任
を感じているところで、深くお詫び申し上げますところであります。5点目、「廃
棄物の処理及び清掃に関する法律」を随意契約の根拠としたが、平成27年
度に入札に移行したこととの整合性ですが、これについても、前回、答弁さ
せていただきましたが、当時は、岩見沢を含めた南空知管内の他の資格を有
している業者に確認しても「現時点では自社の管理業務以外の他の施設の業
務委託を受託する人員的余裕がない。」との回答があったため、一者特命随意
契約としてきたところでもありました。先ほどの質問にそのことの顛末書類
がないのではないかとということですが、これについては、先ほども申し上げた
とおり、書類不備については心からお詫び申し上げます次第であります。平成
27年度からはごみ処理広域化により収集運搬及び処理体制が大幅に変更と
なるため、町に指名参加願いの提出のある業者に再度入札可能か確認し、入
札を行いました。この入札に当たり、事前に業務の仕様書を作成し、その仕
様書に基づき数社から参考見積を徴収したことから、業者も事業の拡大がで
きるチャンスと捉え、入札に参加したものと考えられます。繰り返しになり
ますが、平成27年度予算の特別委員会において、宮下議員から「今年から
の契約について、業者の選択はどのように考えているのか。」と質問があり、
当時の住民課長が「入札も視野に入れて検討して行きたいと考えています。」
と答弁していることから、また、それまで金子議員から「従業員の人たちが
あまりにも賃金が安すぎるのではないか。ワーキングプアの問題としても、
この業務についての再検討をしてください。」という質問も数度において行われ
たことがありました。更に平成26年度までと平成27年度からの契約条件
は、単年度契約から3箇年契約に移行していること。収集運搬に関して業務
内容が大きく変わっていることから、業者も再度受託について検討を行っ
ていただき、今回の入札の実施に至ったと考えています。6点目、行政手続き
としての書類の整備ですが、前回の答弁で、当時、近隣で受託可能な業者が
ないことを契約の特命理由にしたことについて、南空知の業者に受託の意向
を聞いていながら書類として整備していなかったことなど行政事務として書
類の不備があったことは、認めるものであります。行政事務は、多岐に渡り、
また、多くの事務処理を限られた人員で行わなければならないため、事務の
効率的な処理に注意しつつ今後においてはなお一層、書類整備についての指

示・指導の徹底を図り、特に重要な書類の不備などは起こらないように気を付けていくところであります。各担当部署においても、今回のような事例を踏まえ担当が移動したときなどの事務事業の引き継ぎの正確性や全体を通じた書類整備の仕方を含め、十分反省しながら見直しを図って行きたいと考えております。7点目、決裁印の意味と責任です。決裁印とは、業務の担当が記入したものをそれぞれの上司が業務等の執行を了承するため、確認の意味を持っております。また、決裁をすることによる責任ですが、それぞれの立場、係長は監督者の立場、課長はその業務の管理者の立場、副町長及び町長の理事者は、その業務の執行者としての立場としての責任があります。今回の業務について平成18年度の特命理由の確認等が漏れていたことなど各立場の者の確認がおろそかになり、結果として本来であれば特命理由とならない理由を記載していたことを、業務執行についてそれぞれ責任がありますが、もっとも業務を知っている担当者がミスをしたとき、上司が確認できていなかったことは、管理監督者としての責任の自覚、意識向上を図るなど、私自身を含め行政手続きに不信感を持たれないよう一層の努力をして行きたいと思っております。今回の事例の事務手続きの不備などについて、指示・指導が行き届かなかったことに、町長として最終事務事業執行権者の役割として、極めて責任を感じており、お詫びすると共に今後においては、しっかりした指示・指導を行って行きたいと考えております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から真摯な態度で事務処理についてのミスをきちんと認めた上で、今後は対処していくということを伺いましたので、その点、ぜひ、やっていただきたい。7点目の答弁で平成18年度の特命理由等という言い方で、特命理由のことが中心だったように思います。先ほどの答弁をずっと聞いていると、特命理由以上に最も問題だったのは、燃料費3台分という契約をずっとしてきた事務事業のミスの方が大きい、はっきり言って契約書や仕様書など今回取り寄せましたが、ずっと記載が全くなされないまま実際は7台分が支出されていた。特にフォークリフトについては、別立てでフォークリフトと書いてあって、そこには先ほども言ったように（ガソリン）と名称が打ってあり、明らかに契約書を作成するときに間違いと分かるようなことでも、全く気が付かないで長年契約してきたというなら、その点は一番の問題になりますので、十分気を付けるというレベルの話ではないと思いますが、契約に係わることなので、その点は、認識していただきたいと思います。何点か今の答弁で気になったことがありますので、もう一度、お伺いしたいと思います。2点目、3点目に関係することですが、4tトラックの購入方法についてあくまで理解したとしても、町所有車両と業者所有車両の事故時の対応について、

私はどうしても解せません。先ほど町が所有しているものは、町が最終的な責任を負う。4 tトラックは業者所有だから賠償責任があるということですが、任意保険は町が払って基本的には同じです。もし、それを抜いても根本的に所有差があるとしたら、町の業務でゴミ収集はパッカー車も4 tトラックも町民にとっては、誰が所有しているのか関係なく常時走っているわけです。パッカー車や2 tトラックが事故を起こしたときは、町が責任を持ってやるけれど、4 tトラックだったら業者責任になる。それは、本来の町の委託業務というのは、発注者責任があるわけですから、そこは全然違う話になります。もしも、4 tトラックだけ業者責任と捉えているなら、責任所在が違うものが同じ業務をやる中で、同時並行して存在していることは、行政上まずくないですか。そう考えると、そんな契約にしていること自体がおかしいから4 tトラックを業者所有車両から早く町所有車両にした上で貸与するとすれば、同じように扱えるわけですが、それは一切考えないで現状のままずっとやってきた間に事故がなかったから良かったけれど、そういうことが起こり得ることになるのではないかと。そこはいかがでしょうか。それについてお答えいただきたいと思います。

5点目について、書類の不備があったということでお認めになって、それについてはいいのですが、前回の答弁で一者特命随意契約の要件として南空知の事例を出してきたとき、本来、一者特命随意契約を単年度契約で成立するためには、毎年度の確認が必要だけれど、あの時は「当時、それはしたけれど、書面が残っていない。」という言い方をして、毎年度行っているということは言っていないでした。だから、そこが問題です。一者特命随意契約を成立するためには、一者でなければならぬ理由をきちんと明記しなければならない。そこが最初に入る一番の随意契約、一者特命随意契約の違いで、先ほど書類が不備だったということはもちろんそうですが、毎回、毎年それをしてきたのかということも問題になりますので、その点もお答えください。4点目が一番重要になるのですが、ずっと3台分と言っていて実際は7台分をやってきたと言いますが、これまで決算特別委員会で笹木議員から3台はどうなっているのかということが何回も出てきて、私もそういう質問をしています。その時になぜ訂正を行わなかったのか。だって3台と7台では全然違うわけです。それが急にここにきて実は7台分だったということになっても、あの時、笹木議員は、例えば270万円、375万円と年度によって違いますが「燃料費3台分ならこんなに掛かるはずがないから、どこかおかしいのではないかと。精算しなくていいのか。」と言ったときに「精算はしていなかった。」と言った。あるいはどういう理由だったのかははっきり言わないで、3台分ということは全然、訂正がなかったのです。そういうのが今ここにきて急に7台分ということが出てきて、平成26年度はそこが書いていなかったからといって、それが正当であると言わ

れても、その前にたくさん議論しているわけです。その時に本当にそのようにしているのならそこで訂正などがあってもいいのではないかと思います。私は半年間この問題をやって9月の時に一旦言いましたが、でも、12月の時には全くその話は触れなかったわけです。資料も提出して契約書類にも3台分と書いてあることを指摘しているにも拘わらず、そのことについては何も触れなかったわけです。どうしてもそこは解せないのです。逆に言えば、私は3台分と書いてあったから残り4台分は、別のところに計上されていると思って一生懸命探しました。でも、計上されている形跡もないしどんな経理をしているのだろうとずっと見ていたわけですが、そこも含めて、今まで3点、お伺いしました。4tトラックの保険について、同じ作業をしているのに扱いが違っていることに対して問題意識はなかったか。本来、一者特命を確定させるために毎年、確認としてやるべきことをきちんとやっていたのか。3台分ではなく7台分ずっとやってきたことは、どのようなことだったのか。この3点について、もう一度、お願いします。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします (午前10時45分休憩)

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前10時47分再開)

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初に事故時における車両の中で所有車両の違いが事故責任としての分類がおかしいのではないかという質問ですが、私たちが業者に所有してもらったトラックの契約時における事故時責任として会社所有の車両については、自己責任はそちらが持つといういわゆる契約条件になっており、契約がそのような状況になっていますから、そういう判断でやってきたところですが、ただ、全ての責任において発注者責任がないということではないです。それが一つにはあったということで、ご理解していただきたいと思えます。燃料費3台分については、担当から説明させます。

○ 議長 堀 広一 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 燃料費3台分ということで、平成25年度以前については、積算書では3台分ということでしたが、町長の答弁でもありました7台分ということで訂正させていただきたいと思えます。決算特別委員会での私の発言ということでした。決算特別委員会の時にも申し上げましたが、笹木委員から「平成26年度について3台分の設計になっている。」という質問があり、先ほど宮下議員からもご指摘があり、当時の説明を申し上げますと、「平成26年度の燃料費の設計は、2tトラック、4tトラック、パッカー車の収

集車3台分の他にバックフォア、タイヤショベル、フォークリフト、トラッシュローダーと他の4台分の燃料費も入っています。燃料費は軽油の設計で金額は287万2,800円で設計されています。」ということで、7台分を支払っていると答弁したということで、3台分が7台分ということで説明させていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします (午前10時50分休憩)

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前11時00分再開)

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします (午前11時01分休憩)

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前11時21分再開)

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 一者特命随意契約を続けていくための理由書の中で、いわゆる近隣町村を調査した結果として業者がいないと文言を記載したのは、平成22年度からです。今、職員に確認したところ、平成21年度末に一度南空知の業者の皆さんに確認したということで、それから同じ文言が続いたわけですが、その後、確認はしていないということです。平成25年度末にもう一度確認をして、その時には近隣最終処分場ということでやったということですから、平成23年度から平成25年度は、近隣町村の業者の皆さんに確認行為はしていないということです。平成21年度末、平成25年度末の確認行為についても、書類は残っていないというのが実態であります。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から答弁いただきました。休憩前も含めてこれからの話になりますので、私は、これについて、何回も続けながら詳細も含めて一般質問を行ってきました。この問題が契約書のミス、精算行為をしなかったことと様々な展開をしていくわけですが、その一つひとつどこに問題があったかということをしつかり行政の皆さんに認識していただきたい。ただ、事務的ミスと一言で終わるような簡単なものではなく、体質に近因するのではないかと思うからこそ、一つひとつ今回はしっかりと少しづつこいくらいに調査も行い、その上で認識していただきたいと思ったので、やったわけです。先ほど、住民課長から3台が7台になった理由として、決算委員会での事例をご報告いただきました。ここに議事録があるので少し読ませさせていただきます。笹木議員が平成20年度のことを聞いたのです。住民課長の答弁として、笹木委員

から「平成20年度の資料に燃料費が3台分と記載されている。」ということで、その時は375万円と言っていたと思います。「この記載については、平成20年度から平成25年度まで同様の記載をさせていただいております。今平成20年度の実績の記載が見つからないのですが、支払を確認したところ町の支出はしていない。」と言われて、3台分が7台分であることは全く出てこない。その後、出てくるのは、平成26年度のこととして7台分と言われていますが、先ほどの答弁ですと、ずっと前から3台分ではなくて7台分だったということでした。それを今更元に戻して何とかということではないけれど、本来、ちょっとした指摘があったときに充分調べて、どこかおかしいところはないかと確認すること。あるいは、毎年の契約時に契約書をしっかり見て、そこに誤記はないか、本来あるべきものが記載されていないことがあるかなどチェックをきちんとしていけば防げたことだったのではないかと考えます。それから、精算行為をしていないことは、前回の議会で問題にしましたが、これについても「していなかった。」という事実の確認だけで終わりましたが、今日の答弁で、平成27年度からの入札について「金子議員から以前から何回も従業員の賃金が安い。」と指摘されて「だからこそ、入札だ。」ということで「それを改善するために入札にした。」と言われてましたが、平成26年度で本来町が払うべき必要経費60万円を業者が被って、それを業者側に持たせて、精算すれば本来町が払うべきものであるのに、それを業者側が被ってもよししていたら、賃金が上がる方向には行かないと思います。払うべきものは払う。それをした上で入札ということになると思いますが、その時の現場、富士工業の事業者に対しては、払うべきものも払わない、精算もしないで余計に燃料費を払わせておき、その改善ということにはならないと思います。これらを総合すると、一者特命随意契約を長年やってきたことにより、長期間同じ業者と大体のような契約書を取り交わし、何の緊張感もなく指摘もなく継続してきたことが、今回の様々な問題点の原因になっていると感じます。月形町には、一者特命随意契約はもうないかもしれないし、随意契約そのものはいくつもあります。あるいは、指定管理者制度についても、指定管理者の指名をほとんどの場合、一者とやるわけですが、そのように様々、そのことがだめであると言っているのではなく、要件をきちんと満たしてやるのはもちろん正当ですが、その際、今回の事例を十分認識した上で、様々なポイントでもう一度、点検し直すことが必要ではないかということに至りました。

1点目の(2)に入りたいと思います。適正な公共調達および町民からの信頼回復にむけた、新たな仕組みについてということで、質問したいと思います。行政運営において法令遵守は当然であるが、法令の解釈や運用の間違いによって問題が起きることはある。それを防ぐために、各自治体は常に点検と検証を

行い、また、新たな仕組みを作って未然防止に努めています。他の町で事例があっただけでももう一度皆さん点検を行って、自分の町に同じような間違いが起きないかということ、どこの自治体もしていると聞いています。こうした日々の努力が町民の信頼につながり、行政運営を円滑に進めると思っています。今回、先ほどの（１）の問題で、様々なポイントで事務のミスと言われましたが、経理的にも少し不適切と思われるところが何点もありました。このようなことを踏まえ、町は適正な公共調達と町民の信頼回復に向けて、どのような方策をとるのか、お伺いします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほどの質問で、色々な問題点があったことについては、先ほど答弁したとおり、今回の住民課だけの問題であるとは考えていませんし、今回の事案をしっかりと職員みんなでこのようなことがないように今後も取り組んでいきたいと思っております。（２）公共調達についてです。最初に公共調達ということで、今、私が理解していることを説明させていただくと、税金を使って行われる公約行為全般のことであり、地方自治法上ではより効果的に公益を図る目的からその契約方法として一般競争入札など４つの方法によるものと規定され、更には地方公共団体等でその手続きを定め契約の公正性・経済性・適正履行の確保を図るものでもあります。本町においても、これら法令等に遵守した公共調達事務の執行に努めていますが、残念ながら宮下議員の言われるご指摘に対してしっかり答えられなかったことは、残念でもあり、お詫びするところであります。前段の質問事項の関連から特に随意契約による公共調達について申し上げますと、随意契約の事務手続きについては、繰り返しますが、地方自治法そして同法施行令、月形町財務規則それぞれで規定されており、それらを基準に現在契約事務を行っているところです。過去より地方自治体における公共調達随意契約の適正化に向けた取り組みについては、各自治体に委ねられているものと認識しております。国においても公共調達の適正化ということで、競争性及び透明性を確保することへの取り組みが行われております。また、地方においても近年策定された自治体の随意契約の運用指針ガイドラインを見ると、随意契約とする場合でもできる限り競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めることを基本とした内容になっており、多様な契約である場合においても指針に示すものに該当すれども、慎重に扱うべく方針や契約ごとの内容、性質、目的の他、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断しなければならない旨、また、契約手続きの透明性の向上を図るための取り組みとして、契約を締結した案件を公表するという内容になっております。これら随意契約の適正な執行のための標準的な解釈指針を示したガイドラインを整備することにより、契約に係わる職員の統一的な共通認識として公

正性の確保・経済性の確保・適正履行の確保と契約の3原則を兼ね備えた適正な契約が可能となると考えています。本町においても、本町の実態を踏まえ他の自治体の取り組み事例や国の取り組み方針を意識しつつ、今後、随意契約の運用指針の内容について検討を加え、ガイドラインとして整備して行きたいと考えております。このことが新たな仕組みとして有効なことであり、現在の契約についての点検、また、今後における契約事務の適正執行につながるものと思っておりますので、全職員に対し改めて周知・指導して行きたいと考えているところです。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から新たな方向として随意契約ガイドラインの作成という答弁がありました。ガイドラインをぜひ作っていただきたい。なぜかと言えば、ガイドラインにも色々ありますが、職員が迷ったときどのように対処すればいいのかという指針や具体例が書かれているものがガイドラインで、そのことで職員も非常に業務がやり易くなるからです。ガイドラインの作成で一番気になることは、うちの町など特にそうですが、身近に一者しか業者がない場合が考えられます。うちの町でもこれまで一者特命随意契約をしたとき、近隣に請負業者がないことで、だから一者特命随意契約を行ったという今回のごみの関係も最初はそこから始まったわけですが、そういう場合があるわけです。そのときのガイドラインで、枝幸町のガイドラインですが、町内に取扱い業者が一者しかいない場合は、次のように区域を拡大して適用しますということ、それから、金額によってどの区域からスタートするのかという区域制と金額を併せ持って業務を発注します。例えば、設計や調査の場合は、300万円以下の場合は、第1区域として町内に本店又は委託先を持つ業者、300万円から500万円以下の場合は、第2区域として第1区域及び近隣町村で具体的に名前が記載されていますが、そこに本店又は委託先を持つ業者となっており、基本的には第1区域はどこまで、第2区域はどこまでと指定されているけれど、その中で該当する業者がないときは、もう一つ外の業者まで広げるということです。最終的に第5区域までになると、そこまで区域を満たさなければ業者は一者しかいないから一者特命随意契約が可能であるという根拠になるものです。今まではどこまで聞いたのか。どの範囲で聞けばいいのかということが曖昧になりますので、それも含めてこのようなことをぜひガイドラインに入れていただきたい。金額が少なくても枝幸町に該当業者が一者などの場合には、競争性がなくなるので、業種登録してある最低二者になるまで区域を拡大しますと書いて、そういうことを盛り込んでいますので、ぜひやっていただきたいと考えます。合わせて、先ほどから直接、契約、ガイドラインには関係ないのですが、今回、契約の方法を見直すなら、賃金の問題

などから入札ということが出てきて、その時に、入札の仕方でワーキングプア
のことが出ることが今までの流れだったので、中小企業振興条例や公契約条例
など合わせて検討をはじめて、それらの条例を制定することにより、より身近
な業者、中小企業あるいは従業員の方々の生活を守るという方向も叶えられる
と思います。何でもかんでも入札がベストと思っていませんが、ある程度の整
理をすることにより、公共調達の中でもそれが可能になると考えますので、ぜ
ひ一歩進めた行政運営のための仕組みづくりをしていただきたいと思います。
何かあれば答弁いただき、何もなければこれで終わります。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初の答弁の繰り返しになりますが、本町においても
本町の実態を踏まえ、他の自治体の取り組み事例、国の取り組み方針を意識し
つつ、しっかりしたガイドラインを整備して行きます。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします (午前11時40分休憩)

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時30分再開)

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 2問目の質問に入ります。人口の男女比を視点にし
た施策の展開について、質問したいと思います。月形町の(住民基本台帳人口)
が減少していることは、皆さんご承知であると思います。最新の人口で平成2
8年2月29日現在、総人口3,477人、男性1,778人・女性1,699人
となっています。その中で特に女性の減少が著しい。先ほども言ったように現
在の人口は男性が女性よりも多くなっています。これは、一般的な構成比と逆
転している上、この傾向は加速していると言えます。このことは実は、人口ピ
ジョン策定時の意見として町に伝えてあります。その時に少しデータを取りま
したので、そのことをご紹介させていただきます。全体のデータが取れたのが
2014年1月1日のデータですが、日本全国の人口でいくと1億2,843
万8,013人でした。男性・女性の数は言いませんが、男性100に対して
女性105という人口比率になっています。同日、北海道の人口は546万3,
045人で、男性100に対して女性111です。北海道の場合、このように
女性の人数が多くなっています。同日、空知の人口は32万1,544人で、
男性100に対して女性114です。全国平均が105ですから、空知が相当
に女性の人数が多くなっている傾向で、これは高齢化と関係していると言われ
ますが、このような事実になっています。同日、月形町の人口は3,708人、
男性1,856人・女性1,852人、男性100に対して女性100で、ほぼ
同数となっていました。それが2015年12月1日のデータでは、月形町の

人口は3,497人、男性1,780人・女性1,717人、男性100に対して女性96になっています。現在の2月29日で見ればもっと加速していて、男性100に対して女性95.5となっています。このように、近隣地域も含めて北海道、空知も含めて女性が多い人口の中で、月形町だけが特異的であると考えました。これを含めて人口ビジョン策定時の意見として町に伝えたことは、「女性に特化した施策展開は考えていないのか。」ということで、この部分を視点に捉えていかがかと意見を述べたのですが、それに対する回答は「考えていない。」というものでした。人口減少対策は地方創生の名のもと、ほぼ全ての自治体が今まさに一斉に取り組んでいるということです。普通に考えると、ある程度同じような対策にどうしてもなって、差別化できないと考えます。しかし、月形町の場合は、現実的に女性が極端に少ない状況になっていますので、女性人口の減少を的確に捉えることにより、人口ビジョンの政策にも展開できるし、町民の暮らしに有用な施策が打てるのではないかと考えます。そこで、質問です。人口の男女比を視点にした調査と分析と、それを元にした施策の展開が必要と考えていますが、町長の認識をお伺いいたします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 地方創生総合戦略についてですが、月形町創生総合戦略は、月形町人口ビジョンと共に本年2月に策定したところで、総合戦略は人口ビジョンを踏まえた人口減少と地域経済の縮小などに対応するための平成27年度から平成31年度における5箇年の目標や施策をまとめたものです。そこで議員がご質問で指摘される月形町の人口が減少している中で、特に女性の減少が著しい。また、男女比率が一般的な構成比とは逆に男性人口が女性人口を上回っており、この傾向が加速しているとのことです。先ほど議員から色々なデータを出され説明されていましたが、行政側もデータを調べながら説明させていただきます。昨年9月末現在の本町の人口3,523人のうち男性1,783人・女性1,740人男女比率男性50.6%・女性49.4%であり、女性は男性より1.2ポイント、人数で40人少ない状況であります。また、女性人口の減少状況についてですが、昨年9月末現在の女性人口は、5年前の平成22年度より11.1%減少しており、10年前の平成17年度より18.2%減少しております。これに対し男性の人口減少の状況は、5年前より6.7%、10年前より13.2%の減少であり、女性の人口減少率が男性の人口減少率を上回っております。これら本町の人口における男女比率と女性の減少率を空知管内の市を除く町の集計比と比較すると、比較対象の時期が若干違いますが、空知管内の町の人口の女性の比率は、52.6%、平成22年から平成27年までの女性の人口減少率は、7.3%であります。このように本町の状況を他と比較してみると、議員ご指摘の女

性の人口減少率が著しいと言えるかどうか別として、女性の人口減少率は、男性のそれを上回っております。同じく、ご指摘の人口における男女の一般の構成比とは逆の傾向が加速していると言えないものの、議員が言われる一般の構成比とは逆に人口比率は、女性が男性を下回っております。このような状況に至っている要因についてですが、その大きなものとして刑務所職員官舎だけで構成する北農場3町内会の男女別人口やその比率が上げられます。北農場3町内会の昨年9月末現在の状況は、人口245人のうち男性174人で71%、女性71人で29%、男性が女性よりも103人42ポイント多く、また、女性の人口は、平成25年から平成26年にかけて13人、13.5%、平成26年から平成27年にかけて12人、14.5%減少しています。このような状況は、本町の他の町内会では見られませんので、特異な状況と言うことができると思います。仮に北農場3町内会を除いて本町の人口状況を見ると、人口比では男性1,609人、女性1,669人と女性が男性を上回ります。女性の人口減少率は、平成25年から平成26年にかけて4.1%、平成26年から平成27年にかけて1.8%とほぼ男性の減少率に近づいています。更に本町の人口男女比は、平成22年までわずかではありますが女性が男性を上回っていました。平成23年には、その逆になったわけですが、これは平成19年に増設が完了した月形刑務所において、翌年以降に職員が増員されてきたことによるものと考えます。一方、町全体に目を向けて出生死亡の自然増減数と、転入・転出の社会増減数を見ると、平成21年から平成25年までの自然増減では、男性の減少69人に対して女性の減少101人、同じく社会減では男性の減少41人に対して女性の減少102人であります。男性の人口より女性の人口が多く減少していることで考えられるのは、自然減については、老人ホーム入居の割合が男性より女性が多いこと。社会減については、就職等仕事の都合、子どもの教育環境の都合、結婚の都合、家族からの独立、家族との同居などの都合など多様な理由により人口の転出が転入を上回っていることが上げられます。以上、宮下議員からご指摘のあった本町の人口減少にかかる女性の人口減少傾向に考えられる要因について説明させていただいたところです。再度、申し上げますが、全国・全道平均と私たちの町のいわゆる職業を含めた構成比率が異常に違う状況で、全国・全道の平均値で私たちの町が判断すると、少し違うと考えております。そこで、人口減少対策は通り一遍の対策では、他の自治体との差別化ができない。女性人口の減少を的確に捉えなければ、町民の暮らしに有用な施策は打てない、このため、人口の男女比を視点とした調査と分析をして、それを元にした施策の展開が必要ではないかというご質問について、人口ビジョンでは、年齢階層や男女別の人口の移動状況など人口動向

を把握した上で、転出を抑制し転入を増加させ出生率を向上させる将来展望を示すと共に、2060年における将来人口を設定しております。また、総合戦略はこの人口ビジョンを踏まえて策定されており、平成28年度から本格的に展開していくもので、雇用の創出・移住・定住の促進・出産・子育て支援・暮らしやすい地域づくりを基本施策として進めていくものです。総合戦略の施策における事業には、事業の対象が男性より女性に関心の高そうなものが含まれるなどあえて言うなら、女性に特化したものも計画しているところですが、先ほど説明したとおり、ご指摘のあった人口の男女比については、ある程度調査分析しているところで、その結果をもって更に男女比を重視した施策を展開する必要があるかという判断については、現在はしていないところです。なお、今後の総合戦略推進会議の予定を申し上げますと、3月18日は職員を対象とした内部協議を行い、3月25日は町内の主だった各団体長に集まっていただき、今後の戦略の説明と意見をいただくこととなっております。総合戦略推進会議では、22項目の主だった計画に対して本年度中に平成29年度から実施する方向性での具体的な戦略を立てて行きたいと考えております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から細かなデータも含めて説明いただきました。一つ気になったことがあるのですが、人口ビジョンについては昨年、策定の過程を見させていただき、色々手も掛かっていますし重要なことであると思いますが、いかんせん、人口ビジョンは国勢調査のデータを元に出してきたことをどうしても頭に入れておく必要があると思います。国勢調査についてですが、つい最近、2015年、昨年10月1日、国勢調査の速報値が発表されました。月形町の総人口4,578人で5年前と比べると281人減少したことがHPなどでも公開されています。この2015年と2010年の10月1日のデータを住民基本台帳で見ると、その5年間で352人減少しているわけです。国勢調査で281人、住民基本台帳で352人、71人の差があります。結局、受刑者の出入りもあるので、そこが実態を反映していないところもあると思います。この数字から見ても国勢調査より実際は深刻に進んでいますし、人口減少について特にここ1、2年の減少が激しくなっていることが分かるので、そこは今後進めていく上においても、常に頭におく必要があると思います。先ほど町長が分析されていましたが、私自身も独自にデータを取り分析も進めました。概ね同じような感じですが、何点か違っているところがありますので、説明したいと思います。まず、60歳以上、65歳以上の分野については、高齢者女性人口は、一般的な水準です。これは先ほど町長が言われた刑務所の皆さん、ある程度定年がくると住居を

別の場所に移す方も多いので、それ以上の方については、昔から月形町内に住んでいる方です。高齢女性たちは、かなりの方が独居になりながら寿命の関係もありますので、その方たちは本当に男性に比べて女性の人数が多い。一方、その世代より下の方については、先ほど町長が言われたように刑務所刑務官の方々の関係で男性が多いということも十分理解できます。それから、15歳から29歳までについては、男女とも減少していて、若年層流出は理解できることであると思います。このような現実を踏まえたとき、月形町の実態を少し男女別でも年齢階層で見た方がいいのではないかと。高齢者女性については、明らかに女性が多いので、とにかく生活支援を充実させること。移動手段の確保と除雪については皆さんどうしても不足していると言われます。特に女性の方々に移動手段がない方が多いし、除雪についても体力的問題、高齢化が進んでいて男性に比べて寿命が長いことから、その部分の支援が欲しいと話されていました。高齢者については、女性のニーズを的確に捉えたことを提供することにより、より暮らしやすい町になるのではないかと思います。それから、それ以下、生産人口の方々ですが、先ほど町長も言われたように独身者もいますが単身世帯が多いわけですね。本来刑務所があるということで、仕事は月形町にあるの方々ですが、昔は家族揃って赴任してきたものが、最近は単身になっている場合が多い、その要因を色々分析すると、教育に関する不満等が多いのではないかと考えられます。その中で子どもの教育のために住んでいる場所を変えろということ、若い世代にとってはそれほど珍しいことではなく、子どもの教育が充実していることが売りになれば、今まで単身で来ていた人たちも何年間は月形で充実した教育を受けるかたちになれるのではないかと考えます。田舎の特色を生かした教育として自然を活用した体力向上を根ざすような教育ができると思いますので、これは次の教育委員会の質問で提案させていただこうと思いますが、そのような活動も可能であると思います。それから、地域力を活かした活動ということで、通学合宿という取り組みもできるのではないかと。通学合宿というのは、グリーンツーリズムの地域版のようなもので、町外の子どもを対象にしたものがグリーンツーリズムですが、町内の子どもたちを対象にした通学合宿をすることにより、地域も活性化し子ども自身も様々な体験ができる、そういうことができる学校は都市部ではなかなかありません。近隣では恵庭市、旭川市、芽室町など小さな学校を中心にこのような取り組みをされていますが、体験型の教育を組み合わせることによって、教育を魅力的なものにして単身世帯が家族で転居する可能性もあるのではないかと。それから、この層については、刑務所の人たちだけが対象ではありませんので、やはり住宅施策が一つのテーマになると思います。これまで住宅施策のことは色々ありましたけ

れども、一つ提案させていただきたいのは、過剰な新築を避けて今後の行政に大事な視点ということで、空き家対策として空き家を有効活用した住居の提供という可能性を考えています。例えば、京都府綾部市が重点的に取り入れているのですが、ここの町は人口3万5,000人、山間の小さな自治体がいくつも合併してできた町です。一般的に合併するとコンパクトシティ化して中心部に集めるという思想になるのですが、ここは全く逆をいこうということで、地域で暮らし続けるため、何かできないかということをされています。それで、空き家を安い賃料で10年間借上げる契約をして、それを300万円ぐらい掛けてリフォームして、それを例えば家賃月3万円の12箇月を10年間、空き家を貸すことによって掛けたリフォーム代は十分回収できる。それ以上の投資はしなくてもいい。家主は安い賃料だけれど入居することによりその後の取り壊しなどの対応に使うことができるというかたちで住宅施策を展開するというところを実際に行っているところがあります。このように様々な展開をすることにより、最初は女性と男性の比率を視点にしましたが、それをより活性化する視点に立って新しい施策が展開できるのではないかと考えていますが、町長に今いくつか提案させていただきました。その点も含めてご回答いただきたいと思います。

- 議長 堀 広一 今、質問がいくつかということですが、通学合宿、住宅施策にからむことは、確認しましたが、その他ありますか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 その前に高齢者女性に対する支援が最初にあります。
- 議長 堀 広一 その3点についてですか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 はい。通学合宿については、教育の充実、例えば通学合宿のようなものという意味です。
- 議長 堀 広一 町長
- 町長 櫻庭 誠二 何点がありますが、高齢女性が除雪に困っているので除雪対策ということは、平成28年度から新たな除雪対策として既に予算に盛り込んでやっていくところですし、その他、足りない部分については、それぞれ創生会議でしっかりやりたいと思っています。子どもたちの特徴ある教育を行えば親が来るだろうということは、私たちの町では小学校、中学校、小学校入学前の幼稚園、保育所の段階からALTを派遣する英語教育については、やっているということで、中学生においても、英検準2級合格者が出るという総合的、魅力的な取り組みを、現在もやっているところです。また、教育長の昨日の質問でも、新たな月形高校の魅力発掘ということでもしっかりやりますと答えています。また、空き家を含めた対策についても、昨日、我妻議員から具

体的な提案も含めて随分出てきました。それらについてもお互いに知恵を出し合っているとこのところ、答弁しているところでもあります。私としては、総合戦略におけるものは5箇年でやるので、平成27年度は終わりましたが、平成28年度からどんどんやっていく状況の中で、それぞれが意見を出し合ってやって行きたいと思っているところでもあります。ただ、この質問の中で「通り一遍の対策では差別化ができない。」という文言が私としては少し気になります。今、月形という町だけでいわゆる総合戦略として考えるときではなく、今こそ地域・地帯が連携する中で私たちが目指すところは、札幌からどのように来てもらうのか。東京からどのように来てもらうのか。人口密集地から過疎である私たちの町に来てもらうことが一番の方策でありますから、それを忘れてお互いが消耗戦をやり合うような状況だけは絶対に避けたいと思っているところでもあります。また、かつて私たちの町の先人たちが例えば新規就農についても20数年の歴史の中で今があります。月形少年院からはじまる月形学園に誘致からはじまる歴史というのは、40数年になると思います。刑務所においても、誘致して設置されてから30年、当時、見向きもしなかったこの施設をしっかりと将来を見据えてやってくれた先人がいて、今の状況があることを考えたとき、もう少し深いところで私たちの町で何ができるのかということをもう一度皆さんと共にしっかりと総合戦略に組んで行きたいと思っているところです。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 私、いくつか提案させていただきましたが、空き家については、我妻議員から昨日たくさんいただいたということで、私の提案には何も答えがなかったのが、ちょっと残念でした。それから、総合的な取り組みとしてALTのお話しもされていましたが、もちろん学習的要素のサポートは必要ですし、魅力にもなると思います。それももちろんあると思いますが、月形町ならではと考えると、もっと自然を活用したものについても少し目を向けて、ALTなど外国語教育は、都市部の方がより受けやすい可能性はありますが、それは担保するとしても月形町にしかできないことにスポットを当てて長所を伸ばすような取り組みがあってもいいかなと考えます。

それでは、3問目に入ります。子ども達の体力および運動能力の向上について、ということです。「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が先日公表されました。ニュースなどでも大きく取り上げられていたのですが、皆さんもご存じかと思いますが、北海道はこれまで同様、ほぼ全国最下位という順位でした。月形町の子ども達の状態は母数が少ないこともあって年次や学年によって変動が大きくなっています。平成26年度については、先日のまちづくり常任委員会でも取り上げ、全道に比べて同等か低い項目が多かったと報告を受けています。平成27年度については、HPなどで公開されている段

階ですが、月形町は改善傾向にあったというデータになっていました。ただ、先ほども言ったように母数が少ないので学年による変動が大きいことから、必ずしも全体的に向上しているとすぐには取れるわけではないということは、ご理解いただきたいと思います。こうした状況の中、平成28年度の教育行政執行方針では、子ども達の体力向上策を社会教育で取り上げるということで記載されていましたが、全ての子ども達を対象に対策を打つには学校教育でも取り上げる必要があるのではないかと考えます。特に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、文部科学省が学校現場で調査して集めたデータですので、その解決策、改善策あるいはモデルケースなどもHPなどで公開されており、学校全体の取り組みが様々なされていて、成果を上げているところがいくつもあるということです。学校教育でどのように取り上げるのかということが1点ですが、それも含めて体力向上には計画的で長期的な取り組みがどうしても必要になると思います。それも含めて平成28年度の執行方針の中の施策とあわせて、月形町の子ども達の体力向上について、具体的にどのように行っていくのか、お伺いします。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、平成26年度と平成27年度を比べると、改善は見られるものの課題はあります。「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から見ると、例えば、小学校5年生の男子では、握力・上体起こし・反復横とび・立ち幅とびは、全国・全道平均と比べると高く、長座体前屈・ソフトボール投げは、全国・全道平均と比べると低い結果となっており、筋持久力や跳躍能力に優れているが、柔軟性や放置性・手先の器用さ、投球能力には課題が見られません。小学校5年生の女子では、反復横とび・20m シャトルラン・立ち幅とび・ソフトボール投げは、全国・全道平均と比べると高く、上体起こし・長座体前屈は、全国・全道平均と比べると低く、全身持久力や跳躍能力に優れているが、柔軟性に課題が見られる。中学校2年生の男子では、握力・反復横とび・立ち幅とび・ハンドボール投げは、全国・全道平均と比べると高く、長座体前屈・20m シャトルランは、全国・全道平均と比べると低い、これは、跳躍能力に優れているが、柔軟性・全身持久力に課題が見られます。中学校2年生の女子では、立ち幅とび・ハンドボール投げは、全国・全道平均と比べると高く、握力・長座体前屈・反復横とび・20m シャトルランは、全国・全道平均と比べると低く、跳躍能力に優れているが、柔軟性・全身持久力に課題が見られます。平成27年度だけを捉えると小学生や中学生だけ、男子や女子だけという傾向は、なかなか捉えられない。議員が言われるとおりの母数が少ない傾向もありますが、全体として跳躍能力に優れているけれど

柔軟性に課題が見られるのではないかと考えています。次に、平成28年度から継続して取り組む対策についてですが、体育・保健体育授業においては、児童生徒の発達段階を考慮して課題を踏まえた授業展開、例えば、柔軟性や持久力が課題であるとする、体づくり運動、機械運動、陸上競技内容の改善、関連して高まる体力も考慮しながら運動の仕方を工夫すると共に適切な運動量を確保することや、仲間との係わりを重視した指導に配慮するよう各学校へ指導します。また、月形町教育振興会や各学校の校内研修において、例えば、体力運動能力等の調査結果を踏まえた授業や研究競技を通じ、体力・運動能力等に関する課題を共有し、自ら実践に活かすなど教職員の研修が深まるよう指導します。体育・保健体育の学習指導要領の目標には、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにすることが示されており、自分の目標に向かって努力し達成感を味わい楽しんで取り組むことが大切であると考えています。従って、現在、中学校で実施している「わたしの体力運動能力の変化」と題する個人データをベース化した独自教材があり、これらを有効活用して子ども一人ひとりが自らの体力の状況を把握すると共に、家庭での情報を共有する中で、目標を持って持続的に体力運動能力の向上に努めることができるよう取り組みを充実させます。以上、学校での授業校内研修を中心に説明させていただきました。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 今、教育長から具体的な取り組みとして体育・保健体育に関することを説明いただきました。聞きたかったのは、今回教育行政執行方針で、学校教育分野で体力をあえて取り入れていなくて、学校教育分野では体力向上について何も記載がなかった。社会教育で一部取り上げられていたので、そのことについて具体的な向上策について説明もあわせていただきたいということでしたが、その部分の説明をいただけないでしょうか。
- 議長 堀 広一 教育長
- 教育長 松山 徹 体力については、学校教育でも重要であると思っています。社会教育で一部、頭出しさせていただきました。学校教育では知・徳・体を考慮した教育活動の工夫ということ記載させていただきました。社会教育の取り組みですが、子ども達が運動やスポーツに親しむことができる環境づくりが大切であると捉えていますので、子ども向けスポーツ大会やチャレンジ教室など現在実施していますが、これらを充実させることです。更に現在行っている学校や子ども会等を通じて各種スポーツ大会等の参加を促す取り組みを拡充しようと考えています。更に、昨年度から幼児や児童を対象とした子ども運動教室を年間かなりの日数行っていますので、これらも充実させようと考えております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 そうすると、今までの事業を継続して行って、特段体力づくり調査などを踏まえての新しい取り組みはないということですか。まちづくり常任委員会でも、体力についてかなり全道・全国から落ちていること自体、全道が最低ラインにきているので、そこは真剣に受け止めて、より一層しっかりした取り組みが必要ではないかということもあり、先日の報告書にもそのことは明記されています。それも踏まえて、このように全国体力結果報告もあるということで、何か新しい積極的な取り組みがあるということで、今回、一般質問で取り上げたのですが、それがあればと思ったのです。先ほどの2問目の人口の男女比を視点に関係して、自然体験などの活用ということで、体力の向上について少し説明させていただきます。体力と学力には相関関係があることは、既にいくつかの研究報告があり、特に幼児期などの体力を上げることが、その後の学力につながるということで、幼児期の体力向上・運動能力向上に積極的に取り組む自治体も出てきています。平成28年度からは、認定こども園となり教育委員会も認定こども園の運営に関係するわけですから、そういう意味では、学校教育とは違いますが、より一層認定こども園には月形町の子どもたちほぼ全てが就学前には集まるので、その子ども達を対象にした様々な施策もできるのではないかと。2問目の質問で男女比でも少し触れようと思ったのですが、今保護者間では自然を使った森の幼稚園、自然体験活動などに興味を持たれ、より一層そこに園児も集まる方向が進んでいます。あるいはプレイパークをやって子ども達が自由に規制なく群れて遊べる場所を提供する活動がされています。これは幼児に限ったことではなく、小学生もできるし中学生などがサポートしながら学年を越えて自由に遊び発散するというので、体力向上や様々な地域活動につながる横の連携などができる活動があります。このような幼児向けあるいはもう少し上の学年も対象にした子ども達が自由に遊んで群れることができるプレイパークなど、大体行政はサポート役で最終的には保護者がきちんとやっていくかたちが一般的ですが、それにしてもこのような場を設定することあるいは勉強会を開催することも支援につながると思いますが、そういうことをして、幼児期から学校期にかけての子ども達の体力向上に教育委員会として取り組んでいく方向にはならないか。これは、ひいては先ほど言った人口対策にもつながっていくのではないかと考えますが、この点について、教育長のお考えをお伺いします。

○ 議長 堀 広一 教育長

○ 教育長 松山 徹 前段の答弁が少し足りなかったということも含めて答弁したいと思います。先ほど申し上げた現在幼児や児童を対象とした運動

教室を取り組んでいるということで、内容は体づくり運動、体ほぐし運動、巧みな動きを高める運動、サーキットトレーニングを行っており、試行的に取り組んでいる内容もあります。それを今回体力・運動能力調査の種目と少し整理して新しいものを取り込み、そちら側つなげていくことを考えています。また、現在、幼稚園やこども園で取り組んでいるリズム遊びや表現活動、今回の幼児や児童の運動教室で行っている種目と体力・運動能力等の種目もあわせながら、現在こども園で活動できないかということで連携して考えているところでもあります。プレイパーク等の提案もいただき、教育委員会としても森林を使った環境を考えて行かなければならないと思っています。現在の幼稚園や保育園で行っている環境部分も勘案して、冬の自然に慣れてもらうことで日本古来の遊びを2、3年前から自然の中での遊びということで、社会教育で展開しております。また、一部特定自然体験等を町外でということもありますので、子ども達を対象にした運動教室ということで、少し考えて行きたいと思っています。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 今、これからも色々な取り組みをされていくということなので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。一つ気になったのは、体力調査の結果は母数の関係で学年の特徴でだいぶずれる可能性があります。それも勘案した中でその種目の点数が上がるような感じで特化するよりむしろ様々な全身体を使うものこそ幼児期には特に必要ですので、学習塾みたいに体力調査の数値が上がることに特化するより、むしろできるだけ身体を使う場面が増える取り組みに特化していただけたらと感じていますので、そこもぜひ年頭に置いた上で対策を練っていただきたいと思います。答弁があればお願いします。
- 議長 堀 広一 教育長
- 教育長 松山 徹 私の言い方がまずかったのかなと思いますが、その部分だけ特化して力を付けるという言い方だったのですが、そうではなく全体的な身体のバランス等も考えてということで、それは、全体を見ながら取り組んで行きたいと思っています。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子議員
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 以上で一般質問を終わります。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします (午後 2時19分休憩)
(東日本大震災により犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表し1分間黙とう)

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 2時46分再開)

- 議長 堀 広一 本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
(午後 2時47分散会)